

介護予防支援等重要事項説明書

- 1 事業所が提供するサービスについての相談窓口、及び連絡先は次のとおりです。ご不明な点は遠慮なく、なんでもおたずねください。

電話 042(481)4973

(月～金 午前9時～午後6時 土 午前9時～午後5時)

担当 内園 薫

- 2 調布市地域包括支援センターゆうあい介護予防支援等事業所の概要

- (1) 介護予防支援等事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	調布市地域包括支援センターゆうあい
所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・調布市地域包括支援センターゆうあい 東京都調布市国領町3丁目8番地15 都営調布くすのきアパート5-109 ・調布市地域包括支援センターゆうあいサブセンター 調布市八雲台1丁目22番地1 八雲台クリーンハイム101、102
介護保険指定番号	介護予防支援 1304200031(区市町村132084号)
サービスを提供する地域	東京都調布市国領町1～5丁目、8丁目1番地～4番地 布田2～3丁目 佐須3丁目1番地～24番地、42番地 八雲台 調布ヶ丘2丁目、3丁目5番地～22番地、26番地、27番地

- (2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名		介護予防支援等業務を統括し担当職員を管理監督	1名
介護予防支援担当職員	主任介護支援専門員	1名 (1名)		介護予防支援等事業を提供するにあたり必要な業務を行う	1名 (1名)
	社会福祉士	3名			3名
	保健師等	2名			2名
	介護支援専門員	2名	1名		3名

() 内は兼務

- (3) 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後6時 土曜日 午前9時～午後5時
営業をしない日	日曜日 国民の祝日に関する法律に定める休日 12月30日から1月3日

*緊急時の連絡先及び電話番号 調布市地域包括支援センターゆうあい

042(481)4973

3 サービス計画の作成等の委託について

当事業所での作成が行えない場合、必要に応じてサービス計画の作成事務、ご利用者宅へ訪問して行う経過観察及びこれらに付随する事務を指定居宅介護支援事業所に委託いたします。この場合、委託先の事業所名及び担当者の氏名をお知らせします。

4 介護予防支援等の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) 利用申込

- ・ 電話等により、ご利用者、ご家族よりお問合せいただき、サービス内容等について説明をいたします。

(2) 契約締結

- ・ ご利用者、もしくはご家族に窓口にお出でいただくか、ご自宅に伺い、サービスを実施するうえでの重要事項を説明、介護保険被保険者証を確認したうえで、個人情報の取扱いの同意書に記名・押印をいただき契約を取り交します。

(3) アセスメント

- ・ 地域包括支援センター職員、居宅介護支援専門員がご利用者宅へ訪問し、ご利用者、ご家族との面談により課題の把握を行います。
- ・ ご利用者に対して、サービスの内容や種類を説明したうえで、具体的な目標や支援策を提案し、ご利用者と調整を行います。

(4) サービス計画原案の作成

- ・ 調査の結果をもとにサービスの計画案を作成し、その内容についてサービスを行う事業所や、関係機関と調整を行います。

(5) サービス担当者会議の開催

- ・ 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、サービス提供事業所等、関係者が集まり計画案の目標の共有化、役割分担など専門的な意見の交換を行います。
- ・ ご利用者やご家族、サービスを行う事業所の担当者や関係者と支援内容について確認します。

(6) サービス計画の交付

- ・ サービスの計画案について地域包括支援センターにおいて確認を行います。
- ・ ご利用者やご家族にサービス計画の内容について説明し、同意欄に記名・押印をもらったうえでサービス計画書を交付します。

(7) 事業開始

- ・ ご利用者に対して、サービス事業者よりサービスの提供が開始されます。
- ・ 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所の担当者が、ご利用者の状態の把握を行い、定期的にサービス計画の見直しを行います。

5 ご利用料金

(1) 利用料

4,915円 (442単位×11.12)

加算料金

初回加算 3,336円 (300単位×11.12)

委託連携加算 3,336円 (300単位×11.12)

この介護予防支援等に関する利用料は、当社に介護保険給付等が支払われる場合、ご利用者の自己負担はありません

*保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、調布市福祉健康部高齢者支援室介護給付係の窓口へ提出しますと、払戻等を受けられます。

(2) 交通費

調布市内でのサービスのご利用につきましては、無料となります。

(3) 解約料

ご利用者のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、サービス計画の作成段階途中で解約した場合	483円
保険者（区市町村）へのサービス計画の届出が終了後に解約した場合	料金は一切かかりません

(4) その他の料金

ご利用者の記録の複写物の提供は1部につき10円いただきます。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。担当職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービス計画の作成を開始します。

※委託する場合は契約締結の後、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が提供を開始します。

(2) サービスの終了

① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の指定居宅介護支援事業所をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ご利用者の認定区分が要介護と認定された場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合
- ・ご利用者が調布市内のサービスを提供する地域から引越しをされた場合

④ その他

ご利用者やご家族などが当事業所や当事業所の担当職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行いその改善が見込めない場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。この場合にも地域の他の指定居宅介護支援事業所をご紹介します。

利用者またはその家族の非協力など双方の信頼関係を損壊する行為に、改善の見込みがない場合や、社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメントに該当するとみなされる行為（暴力又は乱暴な言動、無理な要求、物を投げつける、刃物をむける、手を払いのける等や体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動等のセクシャルハラスメント、その他、個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為）などにより、当事業者及び事業者職員の通常の業務遂行に支障がでていると判断した場合には、サービスを終了させて頂く場合がございます。

7 当事業所の介護予防支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ①ご利用者が可能な限り住み慣れたご自宅において安心して生活を継続することができるように、要介護状態になることをできる限り予防し、自立した日常生活を営むことができるように配慮いたします。また心身の状況、環境等に応じて、ご利用者の選択に基づくサービスが、公正中立な立場で多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう調整いたします。
- ②担当職員は、ご利用者やご家族に対して、介護予防サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができること、また、当該事業所を介護予防サービス計画に位置付けた理由を求めることができることをご説明いたします。
- ③介護予防支援等の提供の開始の際、ご利用者及びそのご家族に対して、入院時に担当職員の氏名等を入院先医療機関に提供するようご説明いたします。
- ④ご利用者が医療サービスの利用を希望している等の場合は、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めるとともに、担当職員は、この意見を求めた主治医等に対して、介護予防サービス計画を交付いたします。
- ⑤調布市、地域の保健・医療サービス、特定相談支援事業者（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定）、指定居宅介護支援事業所等との連携を密接に図り、サービスの提供に努めます。
- ⑥公社は担当職員の資質の向上のため、研修を実施いたします。
- ⑦公社は担当職員その他の従業員又はその他従業員であった者が、正当な理由がなく業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

(2) 地域包括支援センターの実施概要等

- ①担当職員は、ご利用者の居宅を訪問し、ご利用者及びご家族に面会をして支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、サービス計画を作成いたします。
居宅を訪問するときには、必ず身分証を携行し、初回訪問時又はご利用者若しくはそのご家族から求められたときは提示いたします。
- ②サービス計画の作成後においても、ご利用者及びご家族、サービス事業者等との連絡を継続的にを行いサービス計画の実施状況を把握するとともに、月に1回は訪問や電話連絡等を実施し、ご利用者の課題把握を行い、介護予防サービス計画の変更等を行います。
- ③定められた時期においてサービス担当者会議を開催し、担当者から意見を求めます。
- ④提供にあたっては、あらかじめご利用者及びそのご家族に、運営規程の概要、重要事項等について説明を行い、当該サービスの開始について同意を得ます。

8 個人情報の使用等及び秘密の保持

- (1) 担当職員は、ご利用者及びそのご家族の個人情報を下記による必要最低限の範囲で使用、提供、又は収集（以下「使用等」とします。）させていただきます。

- ①ご利用者にかかわるサービス計画の立案、作成、及び変更に必要な場合
- ②サービス担当者会議その他、担当職員とサービス事業所との情報共有及び連絡調整等に必要な場合
ご利用者が医療サービスの利用を希望され、主治医の意見を求める必要のある場合（あらかじめ、担当職員により連絡先を確認させていただきます。）
- ③ご利用者の様態の変化に伴い、ご親族、医療機関、及び公共行政機関等に緊急連絡を要する場合、介護保険にかかる行政の指導、調査を受ける場合
- ④サービスの質の向上を目的とした地域ケア会議の事例提供、又は、第三者評価機関等による調査を受ける場合

(2) 使用等が必要な個人情報が記載された書類は次のとおりです。

- ①介護保険被保険者証 ②アセスメント書類 ③サービス計画 ④支援経過記録
 ⑤主治医の意見書・診断書 ⑥認定調査票 ⑦減額証 ⑧サービス実施記録
 ⑨身体障害者手帳・医療受給者証

(3) サービス利用のために

事 項	有・無	備考
介護予防支援担当職員の変更	×	当公社規程によります
課題把握の方法	—	調布市共通アセスメントシート
介護予防支援担当職員への研修の実施	○	年12回 研修を実施しています
その他の料金	○	記録の複写物の提供については1部につき10円をいただきます

9 サービス内容に関する苦情

①当事業所お客さま相談・苦情担当

当事業所の介護予防支援に関するご相談、苦情及びサービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

調布市地域包括支援センターゆうあい
 担当 内園 薫
 電話 042(481)4973
 FAX 042(426)9882

公益財団法人調布ゆうあい福祉公社
 担当 苦情解決第三者委員(事務局)
 電話 042(481)7711
 FAX 042(483)4378

②その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

区市町村名 調布市福祉健康部高齢者支援室

担当 介護予防サービス等に関すること

地域包括支援センターに関すること 電話042(481)7150

10 当事業者の概要

事 業 者 名	公益財団法人 調布ゆうあい福祉公社
代 表 者	理事長 田口 学
所 在 地	東京都調布市国領町3丁目8番1
電 話 番 号	042(481)7711
事 業 概 要	<p>I. 高齢者及び障害者等の生活支援に関する事業 (介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉サービス事業含む)</p> <p>II. 市民福祉及び地域福祉の増進のための普及啓発、 人材育成並びに調査・研究開発事業</p> <p>III. その他、この法人の目的達成のために必要な事業</p>

(確 認 書)

年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基ついで重要な事項を説明しました。

事業者

所在地	東京都調布市国領町3丁目8番地1	
名称	公益財団法人 調布ゆうあい福祉公社 指定介護予防支援事業所 調布市地域包括支援センターゆうあい	印
説明者	所属 地域包括支援センター係 氏名	印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者	住所 氏名	印
(代理人)	住所 氏名	印